

【賛否が分かれた案件】 ※ P2～P4のアミかけ部分が採決で賛否が分かれた案件です。

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	評決議員数	賛成票数	反対票数
議員名	柳村	相原	桜井	武田	斉藤	川原	佐藤	高橋	山谷	工藤	遠藤	長内	武田	熊谷	西村	佐藤	日向	角掛	高橋	黒沢			
議案等番号	一	孝彦	博義	猛見	健二	清	美喜子	盛佳	仁	勝則	秀鬼	信平	哲	初男	繁	澄子	清一	邦彦	寿	明夫			
議案第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	18	1
認定第1号	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	17	2
認定第2号	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	17	2
発議第2号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	19	11	8

○：賛成、×：反対、△：棄権 ※ 黒沢明夫議員は議長であるため採決には加わりません。



【9月 議会議員出欠表】 欠席者なし

認定第1号 平成24年度滝沢村一般会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額17億8895万2千円を認定するものです。

認定第2号 平成24年度滝沢村民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額2億280万1千円を認定するものです。

認定第3号 平成24年度滝沢村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額2億5569万4千円を認定するものです。

認定第4号 平成24年度滝沢村介護保険特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額27億1906万9千円を認定するものです。

認定第5号 平成24年度滝沢村介護保険介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額19億42万2千円を認定するものです。

認定第6号 平成24年度筆石町・滝沢村介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額1億35万6千円を認定するものです。

認定第7号 平成24年度滝沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額9億5693万2千円を認定するものです。

認定第8号 平成24年度滝沢村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額1億4384万9千円を認定するものです。

認定第9号 平成24年度滝沢村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を認定することについて

内容 歳入歳出総額3億396万5千円を認定するものです。

認定第10号 平成24年度滝沢村水道事業会計決算を認定することについて

内容 収益的収支及び資本的収支を認定するものです。

同意第1号 滝沢村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

内容 滝沢村固定資産評価審査委員会委員の芳賀與一氏が25年12月23日で任期満了となるため、同人を選任するものです。

発議

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

発議第2号 私学助成の充実について(意見書)

発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書

【請願】 採択

請願第1号：私学教育を充実・発展させるための請願
 請願者の氏名：私学助成をすすめる岩手の会
 会長 新妻二男
 請願の趣旨：国及び県に対して、過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求める意見書を提出すること。

24年度の決算審査意見書

神田 隆代表監査委員

審査は、計数の確認を行なうとともに、各予算が、議会の議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令の規定どおり支出処理されているか、などの点に主眼をおいて、各事業にかかる関係文書等を抽出して、必要な事項を点検したものです。審査にあたり、すべての部長および関係課長等から説明を受けるとともに、年一回の定期監査および毎月実施している現金出納検査の結果等とも照合しながら取りすめました。

その結果、24年度の一般会計歳入歳出決算は、関係書類および帳票との差異は認められず、予算執行においても、概ね、妥当なものであると判断しました。以上の審査を通じて、「留意改善を必要とする事項」が認められたので以下に記載します。

「代決専決規程の運用の厳格化」について

行政機関内部における「稟議制度」は、行政事務の意思決定に不可欠で重要な手続きの一つであります。すべての業務は「滝沢村長部局行政組織規則」に定められている事務分掌や職制に基づいて行われており、事務の執行と責任の範囲を明確化するために「滝沢村長部局代決専決規程」が定められています。

この中で、課長職以上の職にある職員に対し、村長の権限に属する職務の執行に必要な事務が、それぞれの職階に応じた委任をされています。教育委員会事務局ほかの行政委員会等の事務局にも、村長部局と同様に処理することが義務付けられており、当然ながら、すべての村職員は、これらの規定を遵守し、職務に精励する義務を負っています。しかしながら、この決裁に関する行為が、規程の定めに反して行われている事例が多く見られました。

特に越権行為ともいえる授権権限を超えての決裁処分や、課長の決裁権限であるにもかかわらず、その上位の職にある者が重ねて押印して決裁している事例など、24年9月からの出納整理期間である25年5月末日までの間に処理された支出命令書を抽出しただけで、25件もの誤った決裁事例が抽出されています。

これら規定に反した決裁行為が行われている原因は、決裁権を有する管理職の法令に対する認識不足が大きいものと、稟議書を作成する一般職員の事務処理に対する基本的な知識の欠如によるものと考えられます。

すべての職員にあらためて、代決専決規程を含む関係例規の周知徹底を急ぐ必要があります。特に、管理職は、自らに与えられている権能を再協議し、法令遵守の範を示すとともに、職員の指導に鋭意努力する必要があります。